

令和7年

第4回市議会定例会 議案第11号

函館市指定通所支援の事業等の人員，設備および運営に関する
基準等を定める条例の一部改正について

函館市指定通所支援の事業等の人員，設備および運営に関する基準等
を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月1日提出

函館市長 大 泉 潤

函館市指定通所支援の事業等の人員，設備および運営に関する
基準等を定める条例の一部を改正する条例

函館市指定通所支援の事業等の人員，設備および運営に関する基準等
を定める条例（令和2年函館市条例第8号）の一部を次のように改正す
る。

第34条第2項中「健康診断が行われた」を「健康診断または健康診
査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条または第13条
に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項におい
て「健康診断等」という。）が行われた」に，「当該健康診断」を「当
該健康診断等」に，「健康診断の結果」を「健康診断等の結果」に改め，
同項の表中

障害児が通学する学校における 健康診断	定期の健康診断または臨時の健 康診断	を
------------------------	-----------------------	---

障害児が通学する学校における 健康診断	定期の健康診断または臨時の健 康診断	に
乳児または幼児に対する健康診 査	通所する障害児に対する通所開 始時の健康診断，定期の健康診 断または臨時の健康診断	

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い，通所する障害児に対して指定児童発達支援事業者等が行う健康診断に関する規定を整備するため